

大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」 利用に関する規定等のガイドライン

目 次

1. こんな時に使えます
2. 利用申請の手続き方法
3. 着ぐるみ利用規定
4. デザイン利用規定
5. 利用にあたっての注意事項
6. おわりに

1. こんな時に使えます

■はじめに

大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」は、「支倉常長ゆかりの地・大郷町」を PR し、町のイメージアップや観光振興を図るために活動しています。

そのために、「常のモロ」は現在、行政が中心となり、町内外のイベント出演、観光 PR グッズ等への利用を行っております。

しかし、行政が中心となった PR 活動では、活動の幅が限られてきており、より皆様に親しみをもってもらうため、活動の場を広げるため、このガイドラインを作成いたしました。

つきましては、どなたにも広く、正しく使用していただき、大郷町のイメージアップや観光振興を図っていくために、このガイドラインをご活用ください。

■常のモロが使える場面

①各種イベントの出演・着ぐるみの貸出

例：マラソン大会での地域観光 PR ・介護施設内行事への出演等

②各種印刷物の作製（ただし、大郷町が関連するものに限る）

例：チラシへの掲載・商品への掲載・販促グッズの作製等

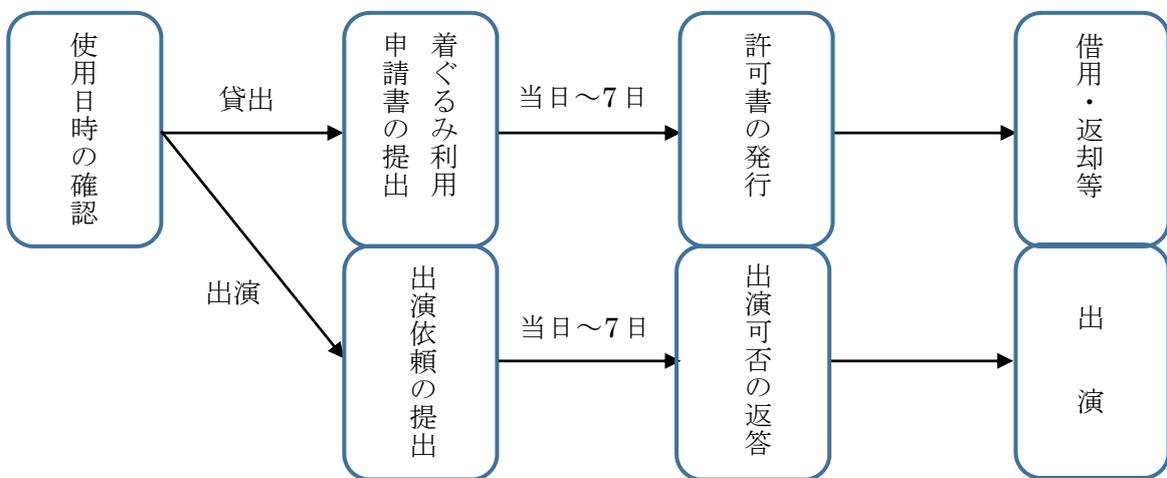
そのほかにも、さまざまな場面でご利用いただけます。少しでも利用したいと考えたら、まずは大郷町農政商工課商工観光係（☎022-359-5503）までご相談ください。

2. 利用申請の手続き方法

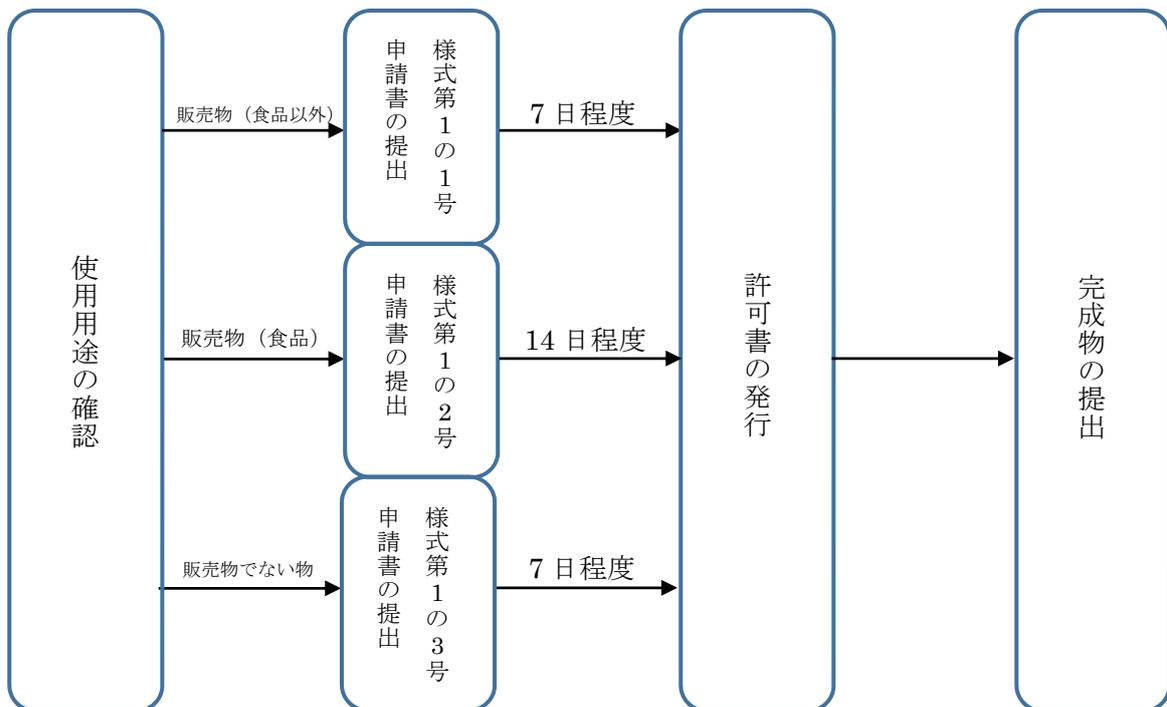
■利用申請の手続き方法

常のモロを利用する場合、それぞれ用途に応じた申請書の提出が必要になります。下記のフローチャートに従い、必要な様式を提出してください。なお、申請から許可までに時間がかかる場合がございますが、何卒ご了承くださいませ幸いです。

①着ぐるみの利用について



②デザインの利用について



※使用日時や用途の確認は、大郷町農政商工課商工観光係（☎022-359-5503）までご連絡ください。また、提出は全て窓口を持参、又は郵送になります。

申請書様式以外の提出物については、各様式に記載がありますので従ってください。

3. 着ぐるみ利用規定

大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出の対象者)

第2条 着ぐるみを貸し出す対象者は、町、町に属する各機関・団体のほか、町長が適当と認めるものとする。

(借用申請)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」着ぐるみ借用申請書（様式第1号）を使用希望日7日前までに、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、当該貸し出しが町製品の推進や町の PR に寄与すると認めた場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸し出し及び使用を許可（以下、「貸出許可」という。）するものとする。

- (1) 町及び観光 PR キャラクター常のモロの品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 営利目的のみの活動に使用する場合。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。
- (7) 第7条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを使用しないとき。
- (8) その他町長が不適切であると認めるとき。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬等に係る経費は、前条の規定による貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出許可の期間は、原則として1週間以内とする。

(借用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出許可を受けた使用期間を遵守すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 貸出許可を受けた用途のみに着ぐるみを使用すること。
- (4) 着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとともに、着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみが汚損しないように努めること。

- (6) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみの操作者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみの装着中には、必ず1名以上の補助者をつけること。
- (9) 全各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(許可内容の変更)

第8条 使用者は、貸出許可された内容を変更しようとするときには、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第9条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出許可を取り消すとともに、以後の当該使用者に対する着ぐるみの貸出は行わないものとする。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸出許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により貸出許可を取り消したときは、貸出許可取消通知書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により、貸出許可の取消しを受けた者は、着ぐるみを直ちに返却しなければならない。

4 町長は、貸出許可の取消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 使用者は、着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

2 使用者は前項の規定により、賠償、補修又はクリーニング等を行う場合は、事前に町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害等の責任)

第11条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、町はその責任を一切負わないものとする。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、大郷町農政商工課が行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみを貸し出す場合の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

4. デザイン利用規定

大郷町観光 PR キャラクター常のモロの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「大郷町観光 PR キャラクター常のモロ」(以下「キャラクター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、大郷町(以下「町」という。)に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクターを利用する場合は、報道関係機関が報道目的に利用する場合及び町が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ大郷町長(以下「町長」という。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(利用の許可)

第4条 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が町産品の推進や町の PR に寄与すると認めるときは、利用の許可(以下「利用許可」という。)をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、キャラクターの利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 町長は、利用許可を行ったときは、利用許可書(様式第2号)を申請者へ交付する。

(利用許可の制限)

第5条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他町長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 キャラクターの利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。

- (1) 許可された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、利用許可番号（「©《許可年》大郷町常のモロ#《許可番号》」又は「©《許可年》osato town tunenomoro#《許可番号》」）を、その商品、包装、広報等に必ず明示すること。
- (5) 吹きだし等により、常のモロが発する言葉を表現する場合は、語尾に「モロ」を付すこと。

(許可内容の変更等)

第8条 利用者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可書（様式第4号）を交付する。

(許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許可が取り消された場合、許可取消の日から利用できないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 町長は、前項の規定による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 町長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許可は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与するものではなく、商品及び利用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 町は、この規程による利用許可の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 町は、キャラクターの利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対

し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町長は、キャラクターの利用許可の状況について、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの利用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、大郷町農政商工課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

5. 利用にあたっての注意事項

■着ぐるみ利用時の注意事項

1. 貸出日時及び利用目的の変更の際には必ずご連絡ください。

貸出日時は申請いただいた日時でのみ対応させていただきます。事前に相談・連絡なく変更される場合には許可の取り消しが発生する場合があります。また、利用目的を許可なく変更した際には、常のモロの利用が適さないと判断し、許可の取り消しを行います。

2. キャラクター性の保護にご協力ください。

観光PRキャラクターは町のシンボルであり、顔であります。貸出の際に、着用時の指導を行わせていただきます。指導内容の遵守をお願いします。また、公序良俗に反するような行為を行ったり、その他一般的な良識に反すると考えられる行為を行った場合、以降の貸出をお断りさせていただく場合がございます。

3. 取扱いは十分に注意してください。

着ぐるみをご利用に際し、貸出～返却までの期間中に破損した場合、全てご利用された方に弁償いただくこととなっております。破損の多くは着用中に起こっておりますので、介添えの方は十分にご注意をお願いします。また、運搬中においても不意な破損が起りえますので、運搬の際には、周囲のものにぶつけないよう注意してください。

4. 着用について喧伝しないでください。

常のモロは大郷町の妖精です。着ぐるみと言えども、その本質は変わることがありません。小さいお子様などには夢を与え、元気を与える象徴でもあります。貸出中はもちろんのこと、貸出が終わった後でも着用について無闇に喧伝して良いものではありません。何卒ご理解とご協力をお願いします。

■デザイン利用時の注意事項

1. 許可なくデザインの変更を行わないでください。

デザインの利用を許可した際に、画像を提供させていただきますが、提供した画像の編集はお断りしております。特に、画像のトリミングや色調の変更が多く報告されておりますので、変更したい場合、変更が必要な場合にはご相談ください。

2. 利用許可番号の掲示を忘れずに行ってください。

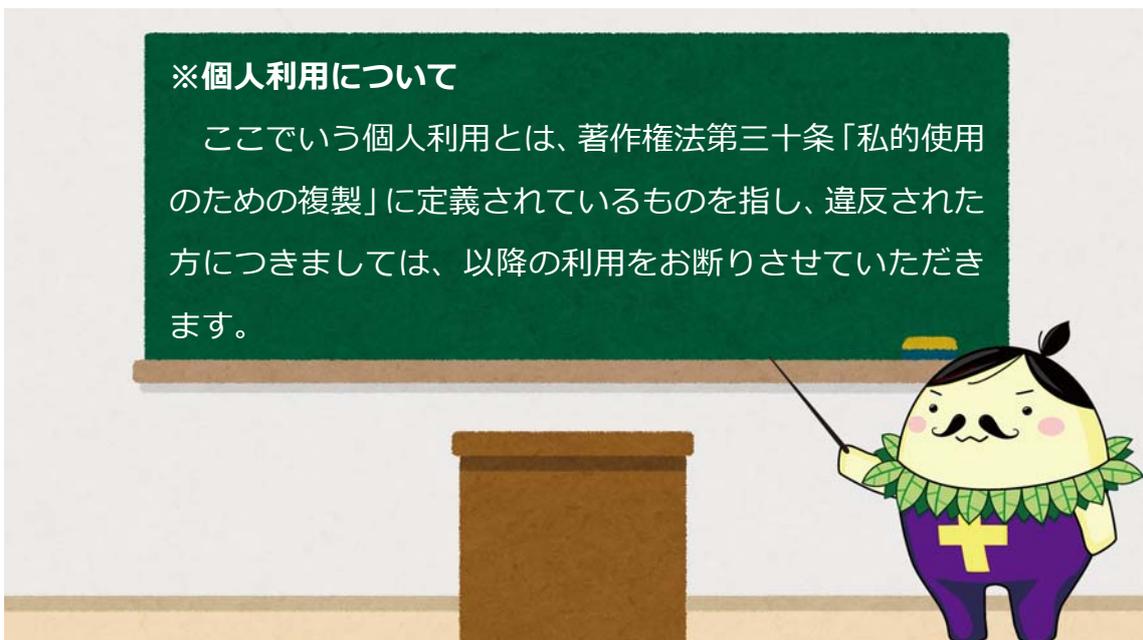
印刷物等によっては利用許可番号の掲示ができない場合がございますが、原則的には掲示いただくこととなっておりますので、パッケージ内等、印刷が可能な場所への掲示をお願いします。どうしても掲示できない場合にはご相談ください。

3. 提供画像の処分について

デザインの利用許可に際し、画像を提供いたしますが、利用許可対象物以外への流用は禁止いたします。一つの利用許可に対し利用できる範囲は一つの商品となりますので、別の商品等に使用したい場合、改めて申請をいただき、許可を取得してください。なお、提供画像は個人利用（※）の範囲であれば削除せず保持しても構いません。

※個人利用について

ここでいう個人利用とは、著作権法第三十条「私的使用のための複製」に定義されているものを指し、違反された方につきましては、以降の利用をお断りさせていただきます。



6. おわりに

■おわりに

大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」利用にあたって、ご利用される皆様、並びにそれを購入される方、ご覧になる方、全てに親しみをもっていただけるようご利用をお願いいたします。少しでも多くの皆様に大郷町を知っていただくためにも、まずはご相談だけでもしていただければ幸いです。

大郷町観光 PR キャラクター「常のモロ」はまだ生まれて間もないところですので、皆様に愛されるキャラクターを皆様の手で作って上げていただきたく存じます。何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



■ご利用のご相談・申請資料の提出・その他お問い合わせ先

大郷町農政商工課 商工観光係

〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8

TEL : 022-359-5503 FAX : 022-359-3287

E-mail : syokou@town.miyagi-osato.lg.jp